

今回勧告を受けた違反行為について

<事例1>

自店が運営する音楽教室において、生徒指導を委託している委託講師に対し報酬単価を消費税を含む額で定め、指導生徒数、指導時間に応じて委託料として支払っていた。

平成 26 年 4 月 1 日に消費税率の引上げ（5%⇒8%）が行われた以降も、消費税率引き上げ分を上乗せせず、それ以前の報酬単価を基にした報酬額を委託料として引続き支払っていた。

<事例2>

自店が販売する楽器を顧客が選定するにあたり、その助言等を演奏家や楽器技術者などに委託し、楽器の販売額に一定率を乗じた額を消費税込みの「選定手数料」として委託者に支払っていた。

<事例1>と同様、平成 26 年 4 月 1 日の消費税引き上げ以降も、消費税引き上げ分を上乗せせずに、それ以前に設定した額を選定手数料として支払っていた。

今後注意すべき点

上記に限らず、「税込み」で金額を定めている取引については、今後消費税率引上げの際、同様の違反行為が発生する可能性がありますので、十分注意いただくようお願い致します。